

特定秘密保護法の撤廃を求める決議

◆（加藤あい議員） 日本共産党京都市会議員団は、特定秘密保護法の撤廃を求める決議を提案していますので、提案説明を行います。

特定秘密保護法が強行採決、成立した直後の世論調査で、秘密保護法に不安を感じる人は70.8パーセント、82パーセントの方がこの法を認めないとし、このまま法を施行するとした人はわずか9.4パーセントであります。内閣支持率もこの直後10.3ポイントも落ち込むなど急落をしております。明らかに国民はこの法を認めておりません。

特定秘密保護法は、お示ししています決議に記したとおり、第一に、何が秘密かも秘密とされ、どんな行政情報も特定秘密と指定すれば、半ば永久的に国民に隠し続けることができる、第二に、特定秘密を故意であれ過失であれ漏らした公務員に重罰を科し、秘密とは知らず秘密を知ろうとした国民も処罰する。未遂でも共謀、教唆、扇動しただけでも罰せられる。第三に、国政調査権を侵害し国権の最高機関である国会に秘密を開示するためには秘密会でなければならず、特定秘密を聞いた国会議員がこれは重大だと思って公開すれば、漏らしたとして罰せられるものであります。つまり憲法に定められた国民主権、基本的人権、平和主義の原則を根本から踏みにじる違憲立法であります。チェック機関とか修正などという話もありますが、修正やチェック機関などと言わざるを得ないというところに秘密保護法の本質的欠陥が示されています。いかに秘密の範囲が恣意的に広げられるかということの証明ではありませんか。しかもその修正によるチェック機関が法律に書いてあるのは附則だけです。加えて、検討と書いてあるだけで実施するかどうか分かりません。成立後に修正、第三者機関などというのは全くのまやかしであります。

法案提出からわずか1箇月余り、審議時間は衆参合わせて70時間、強行採決に次ぐ強行採決、こうした数の暴挙も国民は認めておりません。国民の8割以上が認めず、憲法違反の秘密保護法は撤廃しかありません。我が党が提案している特定秘密保護法の撤廃を求める決議への御賛同を求めて提案説明とします。ありがとうございました。
（拍手）